

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度 第 4 回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	令和 7 年 2 月 20 日 14 : 00～14 : 45
開催場所	飯塚市役所 本庁 5 階 研修室 2・3
出席委員	岩見会長、重岡副会長、澤田委員、原田委員、多田委員、齊藤委員、山根委員、西村委員、上田委員、坂口委員、井上委員、靱井委員、上野委員、小菅委員、田中委員、川上委員
欠席委員	澁田委員、嶋田委員、樋口委員、木山委員
事務局職員	介護保険課：許斐課長、坂口課長補佐、坂本係長、瓜生係長、木本係長 高齢者支援課：村上課長、木本係長、肘井係長
会議概要	1 開会 2 議題 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【新規】 (4) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 3 報告事項 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 (5) 介護保険料等における基準額の調整について (6) 令和 6 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金について 4 その他 (1) 令和 7 年度第 1 回協議会の開催予定日について 5 閉会

会 議 録

会議資料	●資料 1 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (3) 指定居宅介護支援事業所の指定について【新規】 (4) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 ●資料 2 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 ●資料 3 介護保険料等における基準額の調整について ●資料 4-1～4-4 令和 6 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金について
公開・非公開 の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者0人)
会議内容	① 議題1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 指定更新申請書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について説明し、承認。(別紙資料1) ② 議題2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 指定申請書に基づく「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)」の1事業所について説明し、承認。(別紙資料1) ③ 議題3：指定居宅介護支援事業所の指定について【新規】 指定申請書に基づく「居宅介護支援」の1事業所について説明し、承認。(別紙資料1) ④ 議題4：指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 指定更新申請書に基づく「介護予防支援(介護予防及びケアマネジメントプラン作成・給付管理)」の2事業所について説明し、承認。(別紙資料1)

会 議 録

- ⑤ 報告事項1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】
指定申請書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について更新を報告。（別紙資料2）
- ⑥ 報告事項2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について廃止を報告。（別紙資料2）
- ⑦ 報告事項3：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1）」の2事業所、「第一号通所事業所（通所サービス現行相当・通所型サービスA）」の2事業所について更新を報告。（別紙資料2）
- ⑧ 報告事項4：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「第一号通所事業所（通所サービス現行相当・通所型サービスA）」の1事業所について廃止を報告。（別紙資料2）
- ⑨ 報告事項5：介護保険料等における基準額の調整について（別紙資料3）
- ⑩ 報告事項6：令和6年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金について【別紙資料 4-1～4-4】

A委員：高い点数ですばらしいと思ったのが1点と、4－2保険者機能強化推進交付金の8ページの目標Ⅱの『公正・公平な給付を行う体制を構築する』の、体制取り組み指標群が飯塚市は満点になっているので、全部取り組まれているということだと思うが、その中の9ページにある『福祉用具の貸与後に、リハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかを点検する仕組みがある』と、『福祉用具購入費・住宅改修費の申請内容について、リハビリテーション専門職がその妥当性を検討する仕組みがある』の2項目の部分で、どのような仕組みが行われているのか知りたい。

会 議 録

事務局：この点については市のほうでケアプランチェック、適性化の関係でくまもと健康支援研究所に委託しており、その中に福祉用具の専門の方がおり、ケアプラン等をみてもらって現地確認とかに行かせていただいております。

A委員：年間どれくらい行くものか。2～3件くらいか。

事務局：福祉用具の貸与や購入について、ケアプランチェックは30件くらい出していただいて現地確認が30件くらい、住宅改修と合わせると120件くらいです。

B委員：認知症総合支援を推進するという目標Ⅱ-2について、認知症状のある人に対して専門医療機関との連携により早期診断・早期対応に繋げるために体制を構築しているかということについて、どのように評価されているか教えていただきたい。具体的に紹介状の枚数とか、かかりつけ医から認知症の専門病院へ紹介する紹介状の数の枚数を調べるとかそういうことか。

事務局：かかりつけ医から専門医へ繋げる体制整備等の情報共有といいますか連携がとれていないというところで低い点数になっています。件数を調べて少ないというわけではありません。早期発見とか早期診療の補助の関係でお話を進めていたが、つながりの部分が出来ていないという部分で低い評価になっております。

B委員：医師会としては紹介をしており、紹介をしないということは絶対にありえない。具体的にどうだからこう低い評価なのか、何を改善しなくてはいけないのか、ということを教えていただきたい。不当な評価とは言いませんが少し納得できない部分もある。

事務局：この評価につきましては先ほど事務局が説明しましたように、市町村ごとの自己評価になります。実際高得点を取られている自治体もあるので、そういったところにどういった自己評価によるものなのか、どういった連携をされているのかなど低い部分について調査しながら改善を図っていきますし、調整したいと思います。

C委員：目標のⅣについて『高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む』という項目は、飯塚市は高いということでもいいなと思うが、

会 議 録

飯塚市の介護認定の概況とかデータを見せてもらっていたら、他に比べ飯塚市は介護者認定の人が多とか悪くなる確率が高いとかいうようなことが載っていた。飯塚市は独居老人、独居の方が多くて外に出る機会が少なかったり、自分で最後には施設にいけばいい、入ればいい、やればいいというような考えが多いのかな、と。高齢者が状況に応じて自立した日常生活を営む項目がいいということは、そういうことがなくなる可能性があるのではないかという点で、項目の評価とデータで相違を感じる。その点について説明していただきたい。

事務局：資料４－２の16ページ、医療と介護分のDBというのが、請求とかのデータを受け取っている国保連というところが持っているデータを踏まえた統計上の割合で出ておりますので、こちらの分と次回以降説明させていただく予定のデータは直結しているということではないので、解離がでているのかなと思われます。また次回以降ご説明しますけれど、データは適正化をしている関係でくまもと健康支援研究所というところが分析をしております、平成27年から令和5年度までのデータを分析した結果の現況となっております。こちらのデータにつきましては、厳しいところもありますが、飯塚市の現状として皆様に情報共有させていただこうという趣旨でお出ししているところです。これがすべてということではなく、時間の関係上部分的なものになっておりますので、また別の機会にいろいろな分析をしている内容もご紹介させていただきたいと思っています。

D委員：飯塚市介護給付費準備基金の6年度の見込と累計等を教えていただきたい。

事務局：基金につきましては本日資料をお持ちしておりませんので、次回お示します。

⑬その他：（１）令和7年度第１回協議会の開催予定日について

（２）研修会のご案内

医療介護連携の機能強化にむけた

国の政治動向と専門職・行政に求められる機能

～ケースマネジメントと事業マネジメントの視点から～